

高気圧医学専門医制度規則・施行細則の改正について

専門医認定委員会：桐木園子，小島泰史，鈴木信哉*，堂本英治，豊田泉，長島浩
（*：委員長）

2018年11月29日に開催された理事会と社員総会にて高気圧医学専門医制度規則・施行細則（旧 高気圧酸素治療専門医認定規則・施行細則）の改正案が審議され承認されました。今回の改正点では申請手続き期限と申請猶予期間が明記され、以下のようにになりました。

更新申請手続きの期限は、施行細則第11条の中に「資格認定が失効する2ヶ月前の月末までに」となり、期限内に申請手続きできない場合には、「所定の期限までに更新手続きを行えなかった者は専門医資格失効後1年以内に理由を付して専門医認定委員会に届出を行ない、承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。」となりました。生涯教育単位不足の場合の猶予期間については「やむを得ない理由なく所定の期間に更新のための生涯教育単位を取得できなかった者は専門医認定委員会に届け出ることにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。」と追加されました。なお、その場合の認定有効期限は延長されませんので、高気圧酸素治療認定施設で専門医が一人の場合、認定施設の標榜ができなくなりますのでご注意ください。

また、特別な理由がある場合の更新期限の延長については、細則第17条において「疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続きをとれなかった者については、3年間を限度として認定更新の期限を延長することができる。」となりました。

専門医の認定更新期限につきましては交付されている認定証に記載されている認定期間の日付となります。